

いわて沿岸広域 新規就農 PR 動画作成業務

業務仕様書

令和8年4月

岩手県沿岸広域振興局

いわて沿岸広域 新規就農 PR 動画制作業務仕様書

1 委託業務名

いわて沿岸広域 新規就農 PR 動画制作業務

2 業務の目的

岩手県では、高齢化や過疎化の進展による人口減少が大きな課題となっており、特に沿岸広域圏では、東日本大震災の被災を契機とした人口流出も相まって、農業従事者の確保が喫緊の課題となっている。その一方で、ライフスタイルの多様化を背景に、近年では、地方へ移住し、農業に従事しながら、充実した暮らしを楽しむ新規就農者等も増加の傾向にある。そのため、新規就農者等の確保に向け、沿岸広域振興圏ならではの地域や農業の魅力等を発信する動画や、農業を営みながら暮らしを楽しむ新規就農者等のインタビュー動画を制作する。

3 委託業務内容

(1) 委託期間及び予算額

ア 委託期間

委託締結日から令和9年2月26日（金）まで

イ 予算額

561千円以内（消費税および地方消費税を含む）

(2) 動画の内容とイメージ等

ア 内容

以下のテーマに基づき制作すること。ただし、詳細は発注者と受託者が協議し、発注者が決定する。

テーマ	本数	備考
沿岸広域振興圏の農業・魅力等を発信	約60秒×1本	沿岸広域振興圏の魅力ある風景や農業などを紹介する動画
新規就農者等のインタビュー	約180秒×3本、ダイジェスト版として約30秒×3本	農業に従事しながら、沿岸地域の生活を楽しむ新規就農者の暮らしをインタビューとともに紹介

イ 素材形式

YouTube、Instagram にアップロード可能な形式
就農サイトへの掲載可能な形式

ウ 画質

HD

(3) 業務内容

受託者は、動画構成、素材作成（テロップ等）、映像取材、撮影、編集、収録、BGM 選曲等、動画制作にかかる一切の作業を行う

ア 撮影打合せへの出席

- ・動画の作成に際し、発注者、受託者、出演者の3者にて動画内容、撮影日程等の調整のための打合せを行う。
- ・このほか、必要に応じ、電話、電子メール等により随時の打合せを行う。

イ 動画素材の取材・撮影

- ・動画制作に必要な取材や撮影を行う。

ウ 動画編集、テロップ・BGMの挿入

- ・全ての台詞にテロップを挿入するほか、必要に応じてBGMを挿入する。
- ・完成までに複数回の内容の確認と修正指示の機会を設けること。

エ 校正作業

- ・発注者は、出演者による校正・確認の機会を設け、発注者から修正等の指示があった場合、受託者はその指示に従い、発注者との協議によって定めた日時までに動画を修正し、再度、校正・確認の機会を設ける。

(4) その他

- ・取材先の連絡調整は双方協議のうえ決定するもの。
- ・委託期間前に撮影した動画の使用については、現状と異なる等の場合に限って可能とする。
- ・動画のほかに、写真の使用も可能とする。なお、取材時に撮影した写真は、県が関連業務で二次的利用できるよう電子ファイル形式で提供すること。

4 成果物等

(1) 成果物

- ・動画データを収録したDVDディスク 3枚
なお、動画ファイルはMP4形式ファイルとする
- ・テロップやBGMが入らないデータも併せて提出すること

(2) 制作期限

令和9年2月15日（月）

ただし、発注者は受注者に一時的に制作した動画の提出を求め、これを相談会での上映等に用いることができる。

(3) 報告書

受託者は、委託期間終了日までに発注者が定める完了届を提出する

(4) 納品先・報告先

沿岸広域振興局農林部（岩手県釜石市新町 6-50）

5 著作権、肖像権などの取扱い

動画制作にあたり、使用する動画や音楽などの素材及び一時的に提出された動画は、不特定多数への配信を予定していることから、著作権及び肖像権などの取扱いについて、次のとおりとする。

- (1) 委託業務により受託者が制作した成果物等に関し、所有権に加え、著作権等、全ての知的財産に関する権利は発注者に帰属するものとする。なお、第三者が所有する既存の素材を利用する場合は、受託者の責任において、動画への利用に関し、権利者などの了解を得ること。
- (2) 受託者は、制作した動画に関して著作者人格権を行使しないこと。
- (3) 出演者の肖像権については、撮影前に、受託者の責任において、権利者などの了解を得ること。
- (4) 上記以外の意匠などの権利が発生する場合は、受託者の責任において、撮影前に権利者などの了解を得ること。

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を沿岸広域振興局に対して文書で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 発注者は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 発注者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、沿岸広域振興局に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払いの完了をもって受託者から沿岸広域振興局に移転することとする

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

(6) その他

この仕様書に記載のない事項については、発注者と協議の上、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。